

「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」
啓発ステッカー・デザイン取扱要領

29 福保高在第912号

平成29年12月25日

(目的)

第1 この要領は、「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」(以下、「本協定」という。)の実効性を高めるために作製した啓発ステッカーのデザイン(以下、「ステッカー・デザイン」という。)を、東京都以外の者が、自らのパンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、広報・PR・啓発用グッズなどの印刷物及びデジタルコンテンツ等(以下、「印刷物等」という。)に利用する場合の取扱いについて、東京都公有財産規則(昭和三十九年東京都規則第九十三号。)及び東京都著作権取扱要綱(以下「要綱」という。)に定めるものの他、必要な事項を定める。

(ステッカー・デザインについて)

第2 印刷物等に利用できるステッカー・デザインは、別紙のとおりとする。

(著作権)

第3 ステッカー・デザインの著作権は東京都に属する。

(ステッカー・デザインの利用の範囲)

第4 本協定のステッカー・デザインは、次に掲げる場合に、利用することができる。

- (1) 本協定締結事業者が公益的な活動のために利用するとき。
- (2) その他高齢者福祉の観点から利用が適当であると東京都が認めるとき。

(ステッカー・デザインの利用制限)

第5 第4の規定に関わらず、東京都は、次の各号のいずれかに該当するときは利用を承認しない。

- (1) 自己のシンボルマーク又は商標として利用するとき。
- (2) 特定の商品・サービス等の商取引や広告内容等について、東京都が保証すると誤認を与えるおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用するおそれがあるとき。
- (4) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (5) 本協定の趣旨を損なうおそれがあるとき。
- (6) その他東京都が不相当と認めるとき。

(利用の中止等)

第6 ステッカー・デザインの利用に関し、第5のいずれかに該当すると認められるときは、東京都は、その利用を差し止め、又は中止することができる。

(著作権使用料)

第7 ステッカー・デザインの著作権使用料は、要綱第12条第1項の規定により、無償とする。

(ステッカー・デザインの利用承認手続)

第8 ステッカー・デザインの使用を希望する者は、あらかじめ利用申請書(別記第1号様式)を東京都に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、国及び地方公共団体が施策検討のための参考資料等に使用するとき、又は本協定締結事業者及び報道関係機関が、本協定に基づく取組について報道目的に使用しようとするときは、この限りではない。

2 東京都は、ステッカー・デザインの利用を承認するときは、利用承認書(別記第2号様式)を申請者に交付する。

3 東京都は、ステッカー・デザイン利用承認書の交付に際して必要があるときは、条件を付すことができる。

(遵守事項)

第9 ステッカー・デザインの利用者は、次に掲げる事項を遵守し、これを適正に管理しなければならない。

(1) 別紙に規定する利用上の注意に従わなければならない。

(2) 利用申請書に記載した内容に従って利用しなければならない。

(3) 利用承認書に条件が付されている場合は、これに従わなければならない。

(4) ステッカー・デザインを表示した印刷物等に関し、事故・苦情等が発生した場合、一切の責任は、ステッカー・デザインの利用者に帰するものとし、ステッカー・デザインの利用者が責任を持って解決しなければならない。

(報告及び調査)

第10 知事は、ステッカー・デザインの利用を承認した者に対し、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年12月25日から施行する。

別紙 「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」
啓発ステッカー・デザイン



基本形

【利用上の注意】

- 1 ステッカー・デザイン及びその色調は、原則、利用にあたって東京都が交付する印刷用データによるものとする。
- 2 ステッカー・デザインの上に他の図形や文字を重ねないこと。
- 3 上記の基本形から、デザイン、色調等に修正を加える場合は、その旨を利用許諾申請時に記載すること。
- 4 ステッカー・デザインを縮小・拡大する場合、縦横の比は変えないこと。
- 5 ステッカー・デザインを表示する印刷物等には、承認番号及び承認を得て都のデザインから変更した箇所がある場合、その旨を明示すること。
- 6 ステッカー・デザインや承認番号に使用する文字は判読可能な大きさと表示すること。
- 7 利用許諾申請書には、掲載する印刷物等のイメージが具体的に分かる資料を添付すること。
- 8 承認を得た部数を超えて印刷する場合又は異なる媒体に表示する等の場合は、別途申請手続きを行うこと。

別記第1号様式

<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 請 書</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">代表者 職・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記のとおり、「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」 啓発ステッカー・デザインの利用承認の申請を行います。</p>	
利 用 目 的	
利用方法 (表示媒体等を具体的に記載)	
部数及び規格 (印刷物等に表示の場合)	印刷部数 部 大 小 版
URL等 (ホームページ等に表示の場合)	
頒 布 方 法	有償頒布 無償頒布
連 絡 先	部署・担当者名： 電話番号： E-mail：
備 考	

※欄に記入できない事項や掲載する印刷物等の概ねのデザイン案について、資料を添付してください。

別記第2号様式

福保高在第 号 年 月 日	
承 認 書	
殿	
東 京 都 知 事	
印	
年 月 日付けで申請のあった「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」啓発ステッカー・デザインの利用については、下記のとおり承認します。	
利 用 目 的	
利用方法	
部数及び規格 (印刷物等に表示の場合)	印刷部数 部 大 小 版
掲載するページのURL (ホームページ等に表示の場合)	
頒 布 方 法	有償頒布 無償頒布
その他の許諾条件 指 示 事 項	